

# 東京都社会福祉審議会検討分科会(第4回・拡大)委員会会議録

## I 会議概要

1 開催日時 令和2年1月30日(木) 午前9時30分から

2 開催場所 都庁第一本庁舎16階 特別会議室S6

3 出席者 【委員】

小林分科会長、秋山委員、尾崎委員、琴寄委員、筒井委員、寺田委員、中村委員、山田(広)委員、横山委員、和気委員、久留臨時委員、駒村臨時委員、高橋臨時委員、藤原臨時委員、松田臨時委員

【オブザーバー】

平岡委員長、栃本副委員長

(以上17名)

【都側出席者】

福祉保健局幹事・書記

## 4 会議次第

1 開会

2 審議事項

(1) 意見具申(案)について

(2) その他

3 閉会

○森田企画政策課長 定刻になりましたので、ただいまから東京都社会福祉審議会第4回拡大検討分科会を開会いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。私は書記を務めさせていただいております福祉保健局総務部企画政策課長、森田でございます。着座にて進行させていただきます。

議事に入る前に、何点かご連絡をさせていただきます。

まず、出欠状況でございますけれども、委員の皆様の出席の状況をご報告いたします。本日、ご出席のご連絡をいただいている委員は15名でございます。ご欠席のご

連絡をいただいておりますのは、山田副分科会長、青木委員、阿部委員、井上委員、小口委員、白波瀬委員、渡辺委員、栗田臨時委員、室田臨時委員でございます。また、駒村委員は遅れてご出席とのご連絡をいただいております。あと、平岡委員長は今、遅れているようでございます。

本会の委員総数は24名でございますので、委員総数の半数以上という定足数に達していることをご報告いたします。また、オブザーバーとして、栃本副委員長にもご参加いただいております。

続きまして、会議資料のご確認をお願いしたいと存じます。

本日の会議は、タブレット端末を活用したペーパーレス会議で実施いたします。なお、ちょっと調子が悪かったこともございまして、ペーパーのほうもご用意させていただいております。

タブレットに収録しております資料を順にご紹介いたします。なお、傍聴の皆様には同じものを紙で配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

画面左上のファイル一覧というところをタップいただければと思います。

まず、会議次第がございまして、資料の1が委員名簿と、幹事・書記名簿。資料の2が意見具申までのスケジュール、資料の3が意見具申案、本日メインで議論していただくところでございます。また、タブレットには第1回・第2回の委員発表資料、それから第1回から第3回までの議事録を収録しておりますので、適宜ご覧をいただければと思います。

続きまして、机上に配付している資料でございますけれども、資料の3の意見具申案につきましては、メモ用といたしまして、タブレットに収録しているものと同じものを紙で机上に置かせていただいております。

それから、冊子の資料が何点かございます。白色の冊子が前期の第20期の意見具申でございます。次のカラーの表紙の冊子でございますけれども、「2019 東京の福祉保健」、次のクリーム色の冊子が「東京の福祉保健2019 分野別取組」、青色のファイルが基礎データ集でございます。

資料の確認は以上になります。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

当分科会は、審議会に準じて公開となっております。本日は事前にご連絡をいただきました傍聴の方がいらっしゃいますので、お知らせいたします。

なお、当分科会の議事録は、東京都のホームページで後ほど公開させていただきますことを申し添えさせていただきます。

事務局からの連絡は以上でございます。

これから先の議事進行は、小林分科会長にお願いします。よろしくお願いいたします。

○小林分科会長 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

10月21日に第3回の検討分科会を開かせていただきました。起草委員会で作成した意見具申に向けた論点の整理をお示しし、貴重なご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、その後、さらに3回起草委員会を開催して、議論を重ねた結果が机上にお配りしております意見具申案となります。

本日は、この案につきまして広く委員の皆様にご意見をいただいた上で、2月10日の総会にお示しする検討分科会としての最終の意見具申案を取りまとめたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議事の進め方ですが、まず事務局から意見具申案につきまして説明していただき、それに続いて議論をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○小林分科会長 皆さん、おはようございます。きょうもよろしくお願いいたします。

10月21日に第3回の検討分科会を開かせていただきました。起草委員会で作成した意見具申に向けた論点の整理をお示しし、貴重なご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、その後、さらに3回起草委員会を開催いたしまして、議論を重ねた結果が机上にお配りしております意見具申案となります。

本日は、この案につきまして広く委員の皆様にご意見をいただいた上で、2月10日の総会にお示しする検討分科会としての最終の意見具申案を取りまとめたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議事の進め方ですが、まず事務局から意見具申案につきまして説明していただき、それに続いて議論をさせていただきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○永山福祉政策推進担当課長 それでは、私のほうからご説明申し上げます。

それでは、資料3、タブレットにも入っておりますが、メモ用に配付してございます紙のほうも適宜ご覧いただきながら進めたいと思っております。

紙のほうでまいりますと、表紙の次のページをご覧くださいますと、まず目次をご覧くださいます。全体の構成になります。「はじめに」から始まりまして、2040年までに見込まれる社会の変化、それから前回の意見具申後の都の取組と、それから3番からが本論に入りまして、福祉分野において発生する課題とその背景、対策の方向性ということで、まず社会福祉と福祉という言葉の話をして、さらに4点ございまして、必要な視点であるとか、中長期的な都の施策のあり方、東京の特性を踏まえた福祉施策のあり方、福祉の担い手とその役割及び連携ということで、4番からが、今度論点ということで、次のページにかけまして、全部で5点でございます。インクルーシブ（包摂的）な社会環境の実現。次のページにまいりまして、地域生活課題への対応、人と人をつなぐ場、災害等に備える地域づくり、東京で活動する様々な主体、最後におわりにという構成になっております。

それでは、具体的に中身に入ってまいりたいと思います。

それではまず1ページ、はじめにでございます。まず前回、3年前になりますけれども、人材の関係をご議論いただきました。その関係を書いてございまして、そして第1回の総会になりますけれども、平岡委員長のほうから提示されました今回の意見具申でのテーマでございますけれども、一番下の丸になりますけれども、国際化、情報化などの社会変化が加速し、人口・社会構造が大きく変化する2025年以降の将来を踏まえ、東京が、誰もが人生を終えるまで尊厳を保持して安心して暮らし続けることができる都市であるための福祉施策のあり方について、分科会を設置しまして、議論を進めていただいたということが書いてございます。

次のページにまいりまして、また、本年度、夏から秋にかけて台風災害ございました。そこで、委員の方からのご発言で、急遽その関係についても、やはり議論すべきだというお話が出まして、当初のテーマに加えて災害についての福祉分野から見た備えについてもご検討いただいております。

そして、大きな流れとしましては、「これまで前提とされてきたものが揺らいでいる」、「今までの延長上の手法では対応困難な事象が発生している」、それにもかかわらず「行政の組織や職員の意識はいまだに縦割りである」というような議論が大きくございました。それについてまとめられている内容でございますので、3ページ以降でお話をしたいと思います。

まず1番でございますけれども、2040年までに見込まれる社会の変化というこ

とで、東京でございますけれども、人口の減少ということで、2025年の1,417万人をピークに減少に転じるということで、2040年までは1,360万人まで減少するという事です。

ただし、その変化は一律ではないというところが、次の4ページでございます。例えば区部の例を出してございますけれども、引き続き2040年かけて人口増がするところもあれば、人口減があるところもあって、地域の中でも変化の違いがあるということに留意する必要があるというご指摘もございます。

それから高齢化ということですが、人口自体2015年とほぼ同水準なんですけれども、人口構成がかわってくるということで、生産年齢人口につきましては、60万人少なくということで、高齢者は70万人多いということで、高齢化率も5%上昇するという事になっております。

それから、一番下でございますけれども、2040年、団塊ジュニア世代が高齢者となるということで、非常に世帯の単身化等も進んでいくという状況になっているということが、図3の資料にお示ししてございます。

次5ページでございますが、出生数の減少と死亡数の増加ということで、合計特殊出生率も回復しておりますけれども、今、2018年では1.20ということでございまして、また逆に死亡数につきましては増加しているということで、2035年から40年の5年間では、約32万人の自然減となるというような予測が出ております。

次の6ページにかけまして、図4で今、お話をしました要因別の人口の増減の推移というのがございます。

次に外国人の増加ということで、ご覧のとおり外国人の方がふえてらっしゃるということで、今、現状としましては、2018年度時点の数字でございますけれども、約57万人ということで、3年間で10万人以上増加してらっしゃるということで、このままふえていくということになると、2040年には125万人に達するのではないかという数字が出ているということで、それが図5に示してございます。

続きまして7ページにまいります。前期意見具申後の都の取組ということで、この間やってまいりました高齢分野での高齢者保健福祉計画の話、それから障害分野では、障害者・障害児施策推進計画の話、それから子供・子育て分野では、子供・子育て支援総合計画の中間の見直し、さらに地域福祉支援計画の話がございます。

それから都全体としましては、2016年に「2020年に向けた実行プラン」の

策定、それから昨年12月には「「未来の東京」戦略ビジョン」を策定したということを書いてございます。

続きまして8ページをご覧いただきたいと思います。3福祉分野において発生する課題とその背景と対応の方向性ということで、まず、議論としましては、社会福祉と福祉ということで、用語の話がありました。

まず、8ページの冒頭でございますけれども、ここは社会福祉審議会という審議会でございますけれども、社会福祉という用語については、社会福祉法に規定される社会福祉事業というイメージが強いのではないかということで、これまでの過程というのを記載してございますけれども、社会福祉法自体も改正がされて、地域福祉の推進という形で大きくかわっているというところもございます。

9ページの冒頭で、この審議会での言葉の使い方ということで、地域生活には住まい、保健医療、就労、教育など、分野や世代を超えたさまざまな課題があり、社会福祉事業のような対象区分の考え方だけでは対応が難しいということで、本意見具申では、そうした広範な課題を踏まえて、都民の誰もが尊厳をもって安心して暮らし続け、社会参加できるよう支援することを「福祉」と定義して、この中では福祉という言葉で使っていくということをここで示しております。

そして(1)今後の福祉施策を考える上での必要な視点ということで、視点が示されておまして、次のような課題が先鋭的にあらわれるということで、まず近代家族の形成と経済的安定性といった前提の揺らぎということで、日本の社会保障制度が前提としてきました、家族がともに暮らしている、多くの人が結婚する、望めば正社員になれるというような、経済が成長して財政が安定しているという条件が揺らいでいるということ。それから、さまざまな状況がある中で、ただ、家族というのが社会の最小単位であることにはかわりはないということです。ただ、かつての前提条件を取り戻すことはなかなか現実ではないというようなご指摘がございました。

それから、従来の社会保障システムでは対応できない課題の発生ということで、単身世帯の増加であるとか、あとは地縁の関係が維持できなくなっているという部分がある。それから8050問題、引きこもりなどの問題も出てきているというところで、さらに課題が拡大していくのではないかということのご指摘がございました。

また10ページでございますけれども、個人金融資産残高が多い都市圏におきましては、そういったような財産管理などの支援体制も必要ではないかということ。ただ、

これらの課題につきましては、経験してこなかったものでありますので、ロールモデル、ソリューションモデルが存在しないということで、従来のシステムのみで対応することというのは難しいのではないかとということ。

それから、地域の活動の担い手、福祉の専門人材の不足ということで、今の推計でございますけれども、2040年には全就業の2割程度が医療介護分野で働かないと現場が回らないというように言われているということで、ただ、他産業でも非常に人材が今必要でございますので、その実現というのはなかなか難しいのではないかと。

それから、介護労働実態調査の中での人材の状況というのがあって、高齢化が進んでいるということもあるのではないかとということで、そのデータが図6で示してございます。

それから11ページにまいりまして、上のほうでございますけれども、東京の場合、さまざまな仕事があるということで、職種間の競争が激しいので、福祉人材の確保がなかなか容易ではないというところ。

それから、ボランティア活動につきましても、皆さん意欲が高いということがありますが、片方では高齢の方もそうですし、学生さんもアルバイトしたりということで、働くという状況が出てきているというところで、意欲は非常に高いということでどんどんボランティア活動が進んではいるのでございますけれども、制約もあるということのご指摘がございました。

(2) としまして、中長期的な都の福祉施策のあり方ということで、施策の構築に当たってということで、まず、限られた財源や資源の中で、これから発生する膨大な行政需要にどう対応するのかという議論が必要ではないかとということ。

それから、新たな課題に対応するためには、そういう変化、社会構造の変化であるとか、社会認識の変化ということを意識しながら、総合的な視点で検討する必要があるのではないかとということ。

それから、実施すべき範囲が拡大しているというところで、積極的な展開ということが求められるということ。

それから、課題対応型ということで、場当たりのことになるということで、ただし行政施策としては、企業やNPO、大学等民間セクターと連携したような機動的・積極的な取り組みを組み合わせた施策を展開することが重要であるというご指摘がございました。

続きまして12ページでございます。そのようなことで、柔軟な対応をしたほうがいいのではないかとのご指摘があり、さらに次の福祉分野におけるデータの利活用ということで、今現在、国における取組。それから、都における取組ということで、Society5.0という取組がございます。片や、データポータビリティに関する検討も進められているということで、13ページの冒頭でございますけれども、まず福祉分野で個人情報の活用を進めていくには、まず情報管理を誰がするのか、それからデータの標準化をどうしていくのかということ、まず国レベルで解決していく必要があるのではないかと。自治体では、やはり個人情報の収集であるとか、そういうルールをしっかりと協議した上で、事業者の皆様と連携をしながら、ICT機器を活用した見守りであるとか、介護予防の取組、そういった地域の取組というものを積極的に検討していくことが求められるというご指摘がございます。

それから(3)としまして、東京の特性を踏まえた福祉施策のあり方ということで、共生的な社会をつくっていくために、多様性が大きいということなので、それが逆にさまざまなアイデアが出てくるという強みではないかということ。それから、さまざまな資源をどのように配分していくのかという議論もあるのではないかと。また、一元的な社会モデルではなくて、人権尊重やあらゆる人の包摂につながるようなモデルを示していくということが必要ではないかということがございました。

(4)福祉の担い手とその役割ということで、地域住民による活動ということで、それぞれの皆さん方が、地域で当事者性を中心とした活動のつながりをつくっていくことが重要であるというお話がございました。

続きまして14ページでございます。そういった中で、やはり専門職の方と住民とが協働した地域の支え合いの仕組みが求められているということで、その辺のところがあると。片一方で、予算の制約等がありますので、やはり住民の活動が継続的にできるような仕組みということに留意が必要であるというご指摘がございました。

それから、専門職等の地域への参画とコーディネートということで、支えられていた方が支える側に回るというような循環型の担い手の形も重要であるというご指摘がございました。そういった場合については、コーディネートの力が必要であるということ。それから福祉分野に限らず、さまざまな分野の専門職の方が退職した際に、その知識や技術を生かして社会の中で活用できるようなことも重要であるとございました。

身近な場所に相談ができる居場所があるといったこと。そういったことによってつながっていくと。それからこれまでの支援や専門職の教育のあり方ということも見直していくことが必要ではないかというご指摘もございました。

15ページ、4番でございますけれども、施策の構築に当たって踏まえるべき論点ということで、まず(1)として、インクルーシブ(包摂的)な社会環境の実現ということで、あらゆる人の包摂ということで、対象者別ではなくて、あらゆる人たちが互いに相手を尊重しながら、望む暮らし方を自律的に選び、つながり、安心して暮らし、社会参加し、活躍することができるインクルーシブな社会環境を実現することが重要であるということで、まずは、当事者性の認識と発揮ということで、それぞれが当事者性を発揮できるということで、それから2番目としましては、外国人や障害者、認知症の方、これまで福祉施策の担い手として参加する機会がなかった方たちも、参加できるようにすることが必要ではないかということ。

それから、(2)としまして、地域生活課題への対応ということで、複合的な課題への対応ということで、地域生活課題ということで、地域住民の方やその世帯が抱える地域生活課題を把握して、支援機関と連携をして解決を図るように、法のほうでもそういう規定もされているということがございまして、16ページにかけまして、今度は8050問題、ダブルケア、引きこもりなど、従来や家族や近隣の人とのつながりの中で解決されて、課題として認識されてきたものについて、なかなか社会問題化しているということで、そういった複合的な課題ということについても、深刻化する懸念があるということです。

それからアプローチの仕方という議論がございました。福祉施策のアプローチにつきましては、自助、互助では対応できないリスクが顕在化して介入の必要性が高い人に対して、専門職が福祉サービスを個別に提供するアプローチと、予防的な観点を重視して対処するアプローチという二つがあるのではないかと。図7のほうで示しております。この考え方というのは、公衆衛生等の分野におけるハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチと、こういった二つの考え方にも通じるものがあるのではないかということ。

従来、どちらかという支援が必要な方を特定して、その対象者に手厚い支援をするというような中心にしてきましたけれども、やはり複合的な課題などもございますので、福祉の傘を広げて二段構えでする必要ではないかということのご指摘がござい

ました。

17ページにまいりまして、片や二つのアプローチもございしますが、家族関係に起因するような外部から見えにくい複雑な課題を抱えて、社会とのつながりが失われているような場合につきましては、より一層専門職が連携してかかわることが重要ではないかというような話が出ました。

それから、今、国等でも法案等が考えられていますけれども、包括的な相談体制、こういったものについても、今整備を進めておりますけれども、拠点を整備しただけではなかなかうまくいかないのではないかということ。

18ページにつきましては、そういった場合につきましては、やはりまずは住民に身近な地域で課題に気づき、それをしっかり受けとめて確実に機関につなげていく仕組みづくりが有効ではないかというお話がございました。

次に、認知症とともに暮らせる社会の実現でございます。認知症につきましては、85歳以上の年齢階級、年齢とともに上昇しまして、4割から8割にのぼるということで、当然ながら、その認知症とともに超高齢期を生きることは当たり前のこととなりつつあるというお話がございました。ただ、片方では現在の社会的には構造的に認知症の人の基本的人権が侵害されるリスクがあるために、困難に直面するというところで、そういった方につきましては、コーディネートとネットワーキングという仕組みが必要ではないかという話がございまして、そこで19ページにまいりまして、今、地域包括支援センターの状況でございますけれども、ネットワーキングを効果的にするためには、その地域包括支援センターとは別に地域に拠点を設けて、そこに居場所、相談への応需、差別・偏見の解消と社会参加の促進、人材育成、連携推進等の機能を持たせることが重要ではないかという話がございました。

それから、イギリスの認知症施策の「living well with dementia」、こういった考え方もございますので、そういったような考え方も踏まえながら進めていくようなことが必要ではないかというお話もございました。

20ページから21ページにつきましては、実際に事例でご紹介いただきました高島平のココからステーションの事例をご紹介してございます。

続きまして22ページをご覧くださいと思います。高齢化等に対応した社会環境の整備ということで、まさに成年後見制度の話がございまして、成年後見の中でも申し立て動機の多いのは預貯金等の管理・解約があるということ。それから消費者セ

ンターにおける、中でもそういう契約の問題があるということで、だんだん加齢に伴って、23ページにまいりますけれども、認知機能が低下してなかなかそういったものを失ってくるというところ。駒村先生にご発表いただきましたけれども、現在、金融ジェロントロジーの取り組みも進めているということで、都は人権を守る観点から、認知機能が低下していく中でも、買い物や金融機関などの利用などを適切に行いながら、地域で生活が継続できるように、そういう顧客本位のサービスのあり方などを考えていく。そういったような取組も必要ではないかというご指摘がございました。

(3) 人と人をつなぐ場でございます。対象者を限定しない居場所ということで、インクルーシブな社会環境の実現のためには、対象者を限定せずに、地域の全ての方が敷居低く気軽に行けることができる居場所があることが必要ではないかということ。それから、居場所の立ち上げについては、やはり地域のコンセンサスを得て足を踏んでいくことが必要であるということ。そして、そういったところに相談機能を持ち合わせて、交流の場につなげていくことが必要ではないかということが書いてございます。

続きまして24ページにまいります。高齢者をはじめとしたあらゆる方がこういった場所で活動を行うことによって、健康の維持、体力の向上、QOLの向上など、さまざまなメリットもあると。逆に、若年層もこういったところで参加することによって、精神的な健康度が高くなるということ。それから、さまざまな方が居場所に集うことによって情報が集まってネットワークであるとか、そういったものもできるのではないかという話。それから、片方で居場所や活動に直ちに關心を持たない方についても、こちらから働きかけていくというようなことが必要ではないかということ。

それから、居場所は、単機能から多機能までということで、必要な時間に関く場所が定期的と、さまざまな地域に応じた形があるのではないかと。そういったところで、特徴を踏まえて地域の実情に応じた形で広げていくことが必要ではないかというご指摘もございました。

25ページの頭ですけれども、居場所の方も誰もが気軽に訪れやすい場所になっているのか、居心地のよい場所になっているのかなど、運営する住民で振り返って、住民目線で工夫をしていくということが活動の活性化にも有効であるというご指摘もございました。

こういった居場所や活動でのつながりから、互助とかが生まれて、さらに対象者を

限定しない居場所を組み合わせる専門性を備えたコーディネート機能が、そういったような両者を結びつけるような仕組みが有効であるというご指摘もございました。

今度は、空き家や公益的なスペースの活用ということで、大都市ではなかなか場所の確保が難しいということで、そういう片方では空き家問題というのがあるというところで、例えば空き店舗であるとか、あとは空き家の活用ということもありますけれども、そこではやはり所有者の方の理解が必要だということで、社会福祉法人や自治会などの公益的な団体が有するスペースと人的な資源を活用した、地域貢献の取り組みなども有効ではないかというご指摘もございました。

それから、ICTであるとか、SNSといったような、そういったようなものもリアルを補完するものとして有効ではないかということのお話もございました。

26、27ページが委員の中でご指摘がございました、北区のしもぞうハウスの取組、読み聞かせ等を行っているような居場所の拠点のご紹介をさせていただいております。

続きまして、28ページをご覧くださいまして、住まいとまちづくりということで、やはり住まいの確保というのが非常に難しいと。2017年の住宅セーフティネット法の改正もございますけれども、単身や夫婦のみ世帯で暮らす高齢者が増加するということを踏まえまして、住宅の確保だけではなくて、そういうさまざまな生活支援というものも必要ではないかというところ。それから団地での現状のリノベーションなどの話。それから、タワーマンションということで、地域とのコミュニティの関係が希薄になりがちとも言われているということで、そういったことに目配りする必要があるのではないかというお話もございました。

続きまして29ページでございます。(4)災害等に備える地域づくりということで、やはり今回、台風15号及び19号の風水害ということがございました。ここで自分ごととして捉える契機になったということで、市区町村での対応の必要性ということで、今、高齢者、障害者の方々も外国人の方も多くいるということ。それから、情報も重要なライフラインの一つとなっているということ。区市町村としては個人情報の取り扱いなども定めた上で、日ごろから顔の見える関係を築いて、災害の備えを十分していくことが重要ではないかというお話もございました。

それから、福祉事業者の対応の必要性ということで、東日本大震災では高齢の方が犠牲になるリスクが高かったという話のご紹介があり、30ページをご覧くださいま

すと、なかなか状況を理解して迅速に避難することは難しくなって、逃げ遅れて犠牲になった高齢者の方も多かったということで、やはりそういった方々も踏まえた支援体制ということ。

福祉施設につきましては、そういう資源を活用して避難所への対応や地域住民の支援も期待されるということ。

それから在宅の介護サービスの事業所の方々についても、情報をもってらっしゃいますので、災害時によって訪問して利用者の安否確認をしたりという事例もあったというご報告もありました。

それから、コンビニエンスストアなんかについても、そういう活用もできるということで、行政としましては、こういった事業者の皆さんとの連携が必要ではないかということがあるということ。

それから耐震化の問題がございます。

それから31ページにまいりまして、拠点として機能するための災害のハードということがありますけれども、職員の参集体制の整備や物資の備蓄、BCPの策定、自治体との役割分担の明確化、そういったソフト面も重要であるということ。

それから災害への備えを入り口とした地域づくりということで、今回、災害があったわけですが、こういったことに日ごろから区市町村や福祉施設、地域住民、企業・商店等のさまざまな主体が、そういったような日ごろからの連携をしていって勉強会等をしてながら、そういう地域の関係づくりをつくっていくことによって、そういう地域づくりというのがより進むのではないかというお話がございました。

それから東京で活動するさまざまな主体ということで、31ページから32ページにかけて、32ページが人材の関係でございます。有効求人倍率が非常に上がっているということ。

やはり介護助手等の補助的な業務の高齢者の必要性というのが33ページ。それから福祉現場でのICTの活用、文書の削減等の取組といったものも必要ではないかというお話もございました。

それから社会福祉法人については、小規模なものも多いと、今の国の方では大規模化に向けた具体的な対応を可能とする社会福祉法の改正も審議される見込みとなっているということ。

それから人材の関係としては、やはり一法人一事業所の形ではなくて、ある程度の

規模が必要ではないかというのが、前期の本審議会での意見具申にもご指摘がございました。

続きまして34ページでございます。都内では、社会福祉法人の方がそういう地域貢献の取り組みを積極的に行っている実際の事例もございます。そういったノウハウを活用しながらやっていただく。そういったことも必要ではないか。

それから、自治会、町会、民生委員、児童委員、商店街などにつきましても、さまざまな主体が活用されていますので、そういった強みや課題についても改めて検証して、企業、NPO、大学等の多様な主体ともつなぎ直すことで、さらなる力が発揮できるのではないかとということ。

それから、企業、大学、NPO等ということで、さまざまな主体があるということで、そういったような活動を、そういったところの連携をすることも必要ではないかと、そのためにはコーディネートする力があるということが必要ではないかとということと、35ページにかけまして、ボランティア活動、プロボノ、それから企業のほうでも社員向けにしっかり子育てや介護の情報みたいなものも発信していくことによって、そういったようなことがいいのではないかと。それから、ボランティア活動につきましても、実際に社会とつながり、苦手な学生が社会に出る前の訓練といったものにもなるのではないかとのお話もございました。

続きまして36ページ、最後のおわりにということでございまして、まず19期の意見具申では、2025年までの10年間の準備が、その後の東京の行方を左右するというようなご指摘をいただきました。その中で、進めてきたわけですけれども、今回は2025年以降の将来を見据えたものであるということでございます。

この中で、重要な点として繰り返されているのが、まず当事者性を高めるということで、やはり災害もございました。当事者性というのは、突き詰めれば自分はどのように生きていくべきかを考え、それを自ら選択していくことであるということで、やはりしっかり当事者性を保っていけるような、そんなような取り組みが必要ではないかとということ。

それから、コミュニティの価値を高めるということで、やはり支援に基づく活動が中心となっていますけれども、そういったことで、まさにそれが一つは居場所ということにつながっていける場所があるのは必要じゃないかとということ。

それから地縁だけではなくて、さらに最近ではバーチャルなコミュニティというも

のがあるのではないかということで、バーチャルかを問わずに、その人らしい居場所を見つけられるということで、そこに人が集まって、人と人がつながることで互助力が高まるということで、よりそういったことでコミュニティの価値が高まるのではないかなというお話もございました。

さらに、新たな技術を活用するというので、37ページから38ページ、現在のICT、それから5Gの話、AIの話というご指摘もいただきました。

最後に、本意見具申が自治体や自治体の職員に対して発信するものであるということで、自治体はその職員に期待することということで、やはりまず地域課題というのが、非常に多岐にわたっているというものなので、そういう取り組みを住まいやまちづくりの施策に対しても、積極的に意見を述べていくべきではないかということ。それから職員の力量が今まで以上に求められていく。また指導、検査や第三者評価などを通じて、もっと現場を把握していくことも重要ではないかということで、現場を持つ自治体の強みを生かして、積極的にそういうものを展開していくような、そんなような視点が必要ではないかということ。

それから最後に、自治体の意識改革ということも必要ではないかというお話もございました。

長くなりましたけれども、以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、これからただいまの意見具申案についてご議論いただくのですが、この間、3回、起草委員会を開き、大変熱心なご議論をいただきました。

それで、今概要を説明していただいたところですが、起草委員の方から3分ぐらいでコメントというか、全体の感想でも結構ですし、ここはこう読んだほうがいいなど、何か補足等のご意見がありましたら、いただければと思います。その後で、委員の皆様にご意見をいただければと思っております。

それで、まず私から概略的にですが、この意見具申案の読み方について、少し感想を申し上げたいと思います。

今までの福祉という概念が、やり特定の人だけに対する施策というか、支援という捉え方をしていたけれども、そうではなくて、福祉が全ての人の課題になっているということをどう表現するかということが一つの論点だったと思っています。それで、「社会福祉」ではなくて、「福祉」という概念を採用してみようということになりま

した。

このことから大きく二つの論点が出てくるのですが、一つは、人口とか家族の構造が変化してきて、長期的というか中期的にもこそのような状況が目に見えてきて、非常に難しい課題が提起されているということ、もう一つはやはり最近、自然災害の問題が起きまして、これを踏まえて、災害のこともこの意見具申に取り入れてほしいというような意見をいただきました。

実は、災害が起きてきますと、これもよく知られたことですが、日ごろからの準備が必要で、災害が起きてからもそうですが、起きる前にどのぐらい準備したかが大変重要である。やはり日ごろから地域での準備をどうするかということが重要になってくるということで、長期の対応も、短期の急に起きてくる課題への対応も、両方ともやはり地域として、福祉を身近なものにしていくということが大変重要なのではないかなというような論点になったと思います。まとめれば、平時の動きと緊急時の動きを認識した福祉のあり方を検討する必要があるのではないかなということになります。

関連いたしまして、課題を個別の特定の個人だけの問題とするのではなく、やはり地域課題として、地域の問題としていろいろな課題を取り上げる方向が必要であるというような議論があったと思います。

その結果、前回の意見具申は人材や資源のあり方について書かれていますが、今回はもちろん資源とか人材は必要ですが、関係づくりというのでしょうか、身近なところでの関係づくり、地域の関係づくりということを念頭において、制度では対応できない部分についてはやはり住民が積極的に関わられるような仕組みづくり、地域づくりが必要になってきているという議論になりました。

関連いたしまして、例えば地域包括支援センターという仕組みがありますし、障害や子供の分野でもいろいろな相談体制があるわけですが、これをもう少し住民に身近なものにしていく必要があるのではないかな。そうしますと、専門職の方ももう少し地域に出ていって、いろいろな相談に乗っていただけるような方向が必要ではないかなというような議論があったかと思います。また、そのようなことを通して、互助の内容を具体化していくというような議論になったかと思います。

居場所が重要な意味を持つということが書かれております。これは住民が主体的に参加して居場所をつくっていく、住民主体のあり方をどのように政策的にサポートしていくかということも重要でありますし、それをめぐって、人、金、物というような

資源をどのように配分しなおしていくかということが課題になりますし、また、その前提として、住宅とか技術とか、専門的なサービスなどについて考えていくべきだというような方向になったかと思います。

最後のところに当事者という言葉が出てまいりまして、当事者性をやはり意識する必要がある。これは先ほど福祉の考え方と同じことになりますが、やはり当事者であることを認識するということが、これからの先の読めない時代における重要な鍵になるなる、そのような構成になっているということを、勝手なまとめですが、委員の先生方のご意見を伺う前に述べさせていただきました。

それでは、これから起草委員の方々にコメントをいただければと思います。

最初に、久留委員が少し早く退席されるようですので、久留委員からお願いいたします。

○久留委員 少し早めに退席させていただかなければならず、最初にご発言させていただくことをお許してください。

起草委員会に携わらせていただきまして、意見具申（案）について特につけ足すことはないんですけれども、全体の議論の中で、感じていたことを申し述べさせていただきたいと思います。ちょうどこの議論を進めておりますときに、ラグビーワールドカップの最中で、「ワンチーム」ということが言われたわけですけれども、従来の福祉は「野球型」といいますか、守備もポジションも決まっていて、対象者も限定的であったものが、今、委員長から「当事者性」と「福祉の対象」という話がありましたけれども、たとえ経済的に豊かな方であっても要生活支援、生活が維持していくためにはなかなか困難を伴うことが出てくるというようなこともありまして、旧来の福祉の考え方では、やはり全ての都民が、人生100年全うしていくというようなことがなかなか難しい状況になっていくのではないかというような議論が相当なされました。

それから、人生100年となっても、介護や病気が長期化するということではやはり幸せではないので、やはり健康を維持していくということも非常に重要ですし、そのための生活支援というのは重要だろうというふうなことを申し上げてきました。

それからもう一つ重要な視点として、情報通信技術が非常に急速に進歩していく中であって、特にこれからの10年という中で相当進歩が見込まれますので、これに対する対応というのも相当強く議論がなされたところがございます。

それから、私は、現在、「外国人技能実習制度（介護職種）」の「介護技能実習評

価試験」に携わっていることもございまして、外国人の増加に対応する福祉のあり方というようなことについても議論をさせていただきました。今後、外国人が生活者となり、労働者となり、都民となっていくということでもありますから、こちらも重要な視点であると申し上げてきたところです。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

では、次は秋山委員にお願いいたします。

○秋山委員 全体を通しまして、非常に表現がソフトであり、東京都が出す文書としては、とても読み手に対して易しく説いている文章になっている点を評価します。多くの意見を集約して、この案をまとめられた担当の方々に感謝申し上げます。

私の立場は、もともとが訪問看護という在宅の分野での実践者としてです。この超高齢社会、つまり100歳超えの方が多くなる昨今、社会参加型の当事者性を高めた福祉の施策は大事だと思います。しかし、全てにわたって、例えば16ページの「あらゆる人の包摂」のところに、全てにわたっての表現の中に、安心して暮らし、そして人生を終える、その間に社会参加し活躍することができるというような形とか、それから38ページの当事者性を高めるところでも、自分はどのように生き、丸の三つ目ですが、「自分はどのように生き、人生を終えていくべきかを考える」という、その終える部分をあわせて表現してもらいたい。最初のところでそういうデータを示して非常に高齢化が進み認知症もふえ、さまざまな問題が生じ、家族機能も従来型の考えでは間に合わない時代になってきている、だから、いきいきとできるだけ元気に生きて暮らし続けられるためにどうするかということなのですが、人生の最期のところも、やっぱり視野に入れて、常に論じていかないといけないんじゃないかなと、私の立場では思うので、ぜひ加えてほしい。行政にお勤めの方にまで、もうちょっと参加をせよとか、そういう言葉まで入っているのも、とても共感し賛同しているんですが、生き抜いた先の人生の最終段階に関しても足していただければなというふうに思うところです。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。36ページの下から三つ目の○のところですね。今のご提案ですと、ここにどのような表現が必要でしょうか。

○秋山委員　そうですね。

○小林分科会長　生きていくべきかについての……。

○秋山委員　生き活きと生き、なおかつその延長線上で人生を終えるというのを、どこで挿入するかですが、その生き抜いたら必ず最後亡くなる場所があって、亡くなる場所はかなり福祉分野がサポートしていて、東京都も非常に熱心に福祉施策を展開されているのだからぜひ入れていただきたいし、同じように16ページでこの施策構築に当たって踏まえるべき論点で、やっぱりここにも「あらゆる人の包摂」のところに、3行目に、安心して暮らし、社会参加し活躍し、そして安心して人生を終えるとか、そういう言葉がぜひ入っていてほしいというか、そういうこともカバーしていると思うので、現実的に、ということです。

○小林分科会長　ありがとうございました。

事務局、よろしいでしょうか。では、そのような文言を何らかの形で入れていただくということでよろしく願いいたします。

秋山委員のように、ここは少し変えてほしいという点もおっしゃってくださって結構かと思しますので、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、和気委員、お願いいたします。

○和気委員　すみません。私のほうからは、2点ちょっと意見を述べさせていただきます。

まず、17ページの図7なんですけれども、この前の起草委員会で発言させていただいたもので、地域福祉、社会福祉、あるいはソーシャルワークの領域では個別支援とか地域支援という概念が使われているということで入れていただいたんですけれども、この図というか表というかが、ちょっと違和感がありまして、「実際の施策の多くは中間領域で具体化」と、ここですけれどもちょっと違和感がありまして、もしもこの中間領域を書くのであればやはり双方の矢印といいますか、ICFモデルとか全て相互に連動しているという相互作用も出るというのが今一般的になっておりまして、個別支援も地域支援も相互に連動しながら発展しているというイメージになりますので、ちょっとこの真ん中のところはどうかかなというふうに思いました。

それから、あともう1点は、ちょっと全体を読んでいて、誰が読み手になるのかということにもよるんですけれども、外国語の表記がすごく多くて、例えばタスクフォースとかステークホルダーとかスキームとかプロボノとか、英語で言ったほうが

わかりやすいというのは確かにあるんですけども、もしかしたらわかりにくいと思われる一般都民の方もいらっしゃるのかなと思ひまして、なるべく日本語で書けるものであればちょっと言い直したりした方がより、今、秋山委員のほうからもとてもソフトな言い回しになったということでわかりやすい、行政文書ではない雰囲気を出してそれはいいのかなと思うんですけども、ちょっとわかりにくい表現があるのかなと思ひました。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

後者の点につきましては、検討させていただくということによろしいでしょうか。

17ページのこの表なのですが、これについてはかなり起草委員会で議論が行われまして、上のほうと下のほうに間があるのではないかと、3段階ではないのかなどいろいろな議論があつて、それでこのような表現をしていただいたと思うのですが、事務局が何かこの点について、今の和気委員のコメントに対するコメントはありますか。単純にこれとってしまつて、矢印にすればいいということなのか、どうでしょうか。

○永山福祉政策推進担当課長 下に矢印をちょっと私ども書いてみたんですけども、これグラデーションにしているのはだからまさにその矢印みたいなイメージをちょっととしていて、矢印だとかえつて強調し過ぎているというんですかね、その分割しているのがすごく強調されるのかなと思つたので、むしろグラデーションでコメントの領域というのは非常に両方連携していてまざっているんだよという、ちょっとそういうのを実際に示せたらいいかなと思つてしたものですから、趣旨としてはまさに和気委員のおっしゃっていることを表現しているつもりなんですけれども、わかりにくければまた工夫しますけれども。

○小林分科会長 最近の地域福祉の議論では、個別支援から地域支援へという、個人の課題なんだけどそれを地域として捉えるということが必要で、予防の観点からもそういうような議論にはなると思ひます。だから、矢印はこれでよいとして、もちろん循環になるのですが、ただ循環というとそれはそうだよねということになってしまうと思うのですが。

○和気委員 そうしたら、個別から地域なんですけれども。

○小林分科会長 ええ。ただ、施策によつてももちろん意味が違いますし、あんまり矢印で一般化してしまうのもどうかと思うのですが。

- 和気委員 両方にしておけばいろいろな。
- 小林分科会長 両方がひつようですか。
- 和気委員 グラデーションが何か違和感が……。
- 小林分科会長 グラデーションではないほうがいいですか。
- 和気委員 あまり見たことがない。
- 小林分科会長 あまり見たことがない。
- 和気委員 この図がないほうがいいという考え方もあるかもしれない。
- 小林分科会長 ないほうがいいですか。
- 和気委員 いや、あったほうがいいんですけども、かえって論議を醸し出すかなとは思います。
- 小林分科会長 この図は施策の分類ではないので、考え方として上のほうの領域と下のほうの領域があるということを明示していると思うのですが。
- ただ、ここでは、多くの施策はというようにしえ中間領域として書いています。施策という考えを導入したからこういう話になってきている。それで、これは上からとするのと、下からするのとでは違う、というような話になってきて、わかりにくくなっている気がします。
- 和気委員 施策、これは両方にまたがっているものもありますし。
- 小林分科会長 もちろん、このように考え方だと思いますね。かならずしも具体的な施策のことではないわけで…。
- 和気委員 何かちょっといい案が……。
- 小林分科会長 これは、これについては大分議論したようには思いますが…
- 永山福祉政策推進担当課長 相当、今まで議論したと思うんですね。
- 高橋委員 ちょっといいですか、今の議論。
- 小林分科会長 どうぞ。
- 高橋委員 今の議論をさっきから考えていたんですが、実はこれ、僕は結論的に言えばこうせざるを得ないと思っているんです。ただし、ちょっと注記が要るなという感じで、例えばリスクの顕在的・潜在的という表現はある意味ではリスク社会化の議論なんですよ。そうすると、今までは要援護層、これは大昔の三浦理論ではないけれども、ニードを特定したものとニーディ、必要性に着目したアプローチがあるということ古典的な理論として言っているんだけど、そういう意味で言えば顕在的という

のが実は、今までの制度で固定した要援護層ではないんですね。ベッドの議論ってまさに、要するに支援の対象者ではない人たち、地域支援の話はそれと絡むわけでしょう。自分たちは支援の対象じゃないと思っていた人が実は支援の対象になる。それが典型的に僕はあらわれるのは、多分、退院支援の世界だと思うんです。自宅へ戻ってきた途端に、医療、メディカルではなくてさまざまなケアと地域支援が必要になる、だから地域包括ケアの包括的支援という議論が出てきたんで、そこら辺のことをちょっと例示して、このグラデーションが実はいろいろなアプローチができますよという結論を出すんじゃないでなくて、こういう示唆を与えるようなものとして位置づけてちょっと注記をするというような解決方法があるかなと思いました。

以上です。

○小林分科会長 この「実際の施策の多くは中間領域で具体化」ということを、図の外に出したということですか。

○永山福祉政策推進担当課長 はい。

○小林分科会長 やはり何か二つでいいような気もする。議論でたしか考え方が二つあるということが重要だと思います。

○永山福祉政策推進担当課長 わかりました。じゃあ、ちょっとそういうような形で検討します。

○小林分科会長 そういう方向でご検討いただければと思います。ありがとうございました。

○栃本副委員長 いや、だけど……。

○小林分科会長 いいですか。

○栃本副委員長 中間領域が重要だということじゃなかったですか。

○小林分科会長 中間領域。中間領域はどのように描いたらいいかということが…

○栃本副委員長 だからこれ、もともと二元論という考え方で整理するというのもあるんだけど、もう一つは三元論というものもあるわけね。それで、そういう議論ってあったと思うんですよね。それで、実際にこの二元論だけで解けないということはきちっと議論したと思いますよ、起草委員会ね。

だから、全部削除しちゃうというのはどうかと思うんですね。真ん中を全部削除しちゃう、外に出すという場合、外に出さないで何か雲がかかったようなものだけだとわかりにくいじゃないですか。だからそこら辺何か、先ほど高橋先生から注記すると

いうのもあったように、この図7自身が解釈の可能性が非常に広いからだと思うんですよ。

だから、それについても一つは先生がおっしゃるように注記するというので、そして今、小林会長がおっしゃったように、この真ん中の具体化というのは説明だから。

○小林分科会長 例示が入ってくるとわからなくなっちゃう。

○栃本副委員長 だから、そうそう。だから、説明部分だから本来このこういう説明文章をこの中に入れていいかどうかというのはもちろんあるから、だからやっぱり二元論だけにしちゃうというのはちょっとどうか。というので、結論から言うと外に出してもいいですけども、このもともと込めたかったものがちゃんと理解されるような形の図にしておかれればそれはそれで私もいいと思うので。

○小林分科会長 これは起草委員会で大分議論があったところなのですが。

ではどうぞ。すみませんが、手短にお願いします。

○筒井委員 これは公衆衛生の世界で言いますと、オペレーションアプローチとハイリスクアプローチということ、結構ちょっと古い言い方でして、現在、使われている考え方ですとレイヤー型。

○小林分科会長 レイヤー、層ですか。

○筒井委員 そうです。レイヤー型のアプローチということで、例えば複合した疾患を対象とした場合、レイヤーを分けていくことによって、つまりこの中間領域というのはレイヤーがいっぱい分かりますよね。そのレイヤーを複合的にアプローチするというレイヤー型のアプローチという考え方がありまして、多分、社会福祉の領域でも例えばレイヤーとしては日本人というレイヤー、あるいは外国人というレイヤー、あるいは日本人で若年性認知症で糖尿病でという、そういうさまざまなレイヤーがあって、そのレイヤーに応じてそれが複合的になっていくというようなことを表現すれば、それがハイリスクアプローチとオペレーションアプローチを組み合わせた対応をしていくべきだということでは表現できるのではないかと思うんですけど。

○小林分科会長 今のお話は、コメントにするというか…。二つの考え方があって、でも実際的にはもちろん二つの層では切れないわけですから、当然いくつかの層を決めてそこに対応していくという…。

○筒井委員 そうですね。だから、ハイリスクアプローチとかポピュレーションアプローチというのは例示にすぎなくて、その両方が都民には必要だということをご

は示しているわけで、今まで福祉はどちらかというハイリスクアプローチということをとっているのはもう既にかかれていて、その組み合わせが必要なそのレイヤーが複雑化してきたということを書いておけばいいんじゃないかと。

○小林分科会長 書いておけば二つでも構わないんですか。

○筒井委員 この組み合わせだということがわかればいいんじゃないかと思うので、図を描くとすると階層性があるというような図を描かれたらいいんじゃないかと思います。

○小林分科会長 階層性を入れるとまた三つとか四つとかという話になってくるのですが…。すみませんがこの議論にあまり時間をとりたくないのですが…。

どうぞ。

○平岡委員長 まずは、確認していただきたいことは、この15ページから始まるこの項目は複合的な課題への対応ということで、ちょっとこの議論の流れが最初の草案ではわかりにくかったので大分直していただいているということがあります。

それで、そういう点でいうと、複合的な課題への対応という議論の流れの中で、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチ、それをどうつなぐかという流れになっている。そういう点でいうと、筒井委員がおっしゃったレイヤー型の考え方というのは、非常に趣旨にマッチすると思いますが、それについての図とかそういうものがうまく入るかどうか、そのまま今のご説明を取り入れることができるかどうかということになると、ちょっと検討する必要があるかなと思いましたので、そういうレイヤー型という考え方を入れられるかどうか筒井委員にもご教示いただければということがあります。重要なことは、どうつなぐかということについて、小林先生からご指摘があった個人対個人の支援から地域支援へとつなげていくという考え方、それは福祉の分野ではコミュニティソーシャルワークという考え方の中で具体化を図ってきているところだと思います。この議論の流れでいえば16ページの一番下の段落のところ、例えば下から5行目の「福祉の傘を広げ、二段構えで取り組む」であるとか、その2行下の「個別ニーズから地域の関係づくりまで幅広く支援する」ということで、この図についていえばやはりどうその両者をつなげていくということで、もともとの考え方は和気委員がおっしゃったようなその双方のフィードバック・ループであるとか、両方への動きを取り入れていくという考え方に当たるということだと思います。

ですので、その全体の流れの中でこの図に違和感があればちょっと変えるとか、真

ん中の部分は注のほうに回していただいてという形で整理する。この図はあくまで本文の説明のための補助といいますか、本文の内容をわかりやすくするためということで入れていただいたと思いますので、そういう趣旨で整理していただくとよいのではないかと思います。

○小林分科会長 要は二段階か中間にレイヤーを設けるかという話なのですが、どうでしょうか。多分、ご意見が違っていると思います。真ん中のところは注で外へ出すなど、いろいろな考え方があると思うのですが。

どうでしょうか。事務局、どうしますか。多数決で決めるというような話ではないですね。

ちょっとこれはすみませんがどうでしょうか。事務局、どうしますか。ここで多数決で決めるなんて話じゃないですよ。

○栃本副委員長 少なくとも、三元論にはなったんですよ。

○小林分科会長 三元論になった。中間領域があるということは……。

○永山福祉政策推進担当課長 いくつかの意見をいただきましたので、ちょっと考えさせていただきますけども。

○小林分科会長 そうですね。

○永山福祉政策推進担当課長 わかりやすく、ちょっとこれをベースにしながら考えてみますので。

○奈良部企画担当部長 最終的にはちょっとまた、ご確認いただくという形で、ちょっとこちらのほうで検討させていただきたいと思います。

○小林分科会長 では、総会までにブリリアントな図を期待します。ありがとうございました。

駒村委員はお見えですか。ではコメントをお願いします。

○駒村委員 ありがとうございます。

先ほど小林先生がまとめていただいたものに尽きるんですけども、議論にかかわりまして、今回2025年から2040年を視野に入れてと、近未来を意識して、人口、世帯構成、技術、それから恐らく価値観の変化といったものも急速に起きる中で家族機能が徐々に変化していくと、収入や資産が仮にあっても自力では解決できないような問題を、複合的な課題を抱えた方もふえていくだろうと、制度で対応できないようなものもふえていく、地域社会がどうその中で役割を果たしていくか、これら

を地域生活課題という名前をつけられたんだと思いますけれども、こういうふうに整理されて非常にわかりやすい質の高いものになったんだろうとっております。

私としては、ページの22から23あたりでしょうか、この辺で少しかかわった部分あるわけですが、東京都の人口構成の変化、平均年齢でも中位年齢でもいいんですけれども、かなり今後も上がっていくだろう。恐らく日本全体で見れば70年代は20歳代が人口のボリュームゾーンだったわけです。今45ぐらいと、将来50ぐらいとどんどん上がっていく中で、人間の心身も衰えるのと同じようにそれを支える社会の仕組みも変わっていかなくちゃいけない。認知機能の低下、これは非常に狭い意味で認知症に限定するわけじゃないわけですが、加齢とともにいろいろ認知機能が低下していくということはいろいろわかってきて、認知機能の低下、認知症となると介護・医療の問題と限定されたわけですが、22から23ページに関しては経済活動や資産管理に関してこの認知機能の低下が大きな問題をもたらす。消費や資産管理や、中小企業の方も多と思いますけれども事業承継の問題も含めてさまざまな問題が起きてくる。これについては、民間、地域のさまざまな機関と連携していかなければいけない、22から23ページと。ちょっと先ほど片仮名表記が多いと言われたんで、この金融ジェントロジーなんていう言葉はもしかしたら括弧して「金融老年学」と入れておいたほうがいいのかもかもしれませんけれども、福祉と、そのみならずいろいろ周辺学問が連携して知見を生かして人々の資産や経済活動を支えるという研究分野が出てきていますのでそういう分野を生かしていく。これはもう民間では進んでいますので、そういったところと連携していく必要があるのではないかとこのころで少し議論を深めたところだと思います。

最後のほうで、38ページのほうで、ICT、AIを使ってさまざまな互助の仕組みをつくっていくという話、これについてはちょっと私もまだまだ調査不足ではありまして、もうちょっと具体的な姿を書き込めればよかったなと思いましたが、現在、動いている話でありまして、フィンテックなどの技術を使って互助の仕組みをつくっていく必要もある。昔の結とか講とかに相当するものをつくると、これのプラットフォームが動き始めていると、もう中国やアメリカではこういう状況でありますので、またこの辺はちょっとこの書き方としてはこのくらいでいいと思います。余り具体的にこういうモデルがあるとか言い切ることは必要ないと思いますけれども、新しい技術を活用して、地域の、あるいは人々の助け合いの仕組みに貢献できるというところ

もちゃんと言及されています。私は、さっきの片仮名を直すということとか、あるいはもしかしたらどこかに片仮名説明リストがあったほうがいいのかもかもしれませんけれども、おおむねよろしいのではないかなと思っております。ありがとうございました。

○小林分科会長 ありがとうございました。

では、藤原委員、お願いします。

○藤原委員 私のほうは、全体をもう一回拝読いたしまして、強調しておきたいのが、今後、成長もなかなか望めない社会になってくるわけですし、いかに限られた資源・人材を有効に活用しながらこの福祉施策を展開するかといったことで、これからやっぱり最重要になってくるのがコーディネーションとネットワーキングという考えだと思うんですね。

これは、例えば具体的に11ページの(2)の中長期的な都の福祉施策のあり方というところで、初めの黒ちょぼで、「福祉施策の構築に当たっては、従来の制度・運用では対応できない新たな課題が押し寄せる中、限られた財源や資源で、これから発生する膨大な行政需要にどう対応するか」といったこの辺のくだりのところですが、例えばこれから発生する膨大な行政需要にいかにこのコーディネーションとかネットワーキングを駆使して対応するかといった、そこの初めのところでもやはりコーディネーション、ネットワーキングの重要性をうたっていいと考えておりました。

具体的には、例えば11ページのその(2)の一つ上の黒ちょぼのところですが、「ボランティア活動についても、高齢者や主婦は就労に向かい、学生もアルバイトに多くの時間を」というところではありますが、結局、仕事に向いていってしまってなかなかボランティアをする人も少なくなってきたというような課題が明記されているんですが、実際、私どもがいろいろな調査をいたしましても、ボランティアですとか、あるいは社会参加活動をしたいという方は必ずしも少ないわけではないんですね。例えば、その地域でボランティアをなさっている方が1割いらっしゃる、シニアの方ですね、1割いらっしゃるですればその大体2倍とか2.5倍ぐらいとかは関心があるとかやってもいいよという方はいらっしゃるんですが、実際それがうまくマッチングできてないこともあります。また、今後、社会参加活動といっても就労とボランティア、その間の有償のボランティアですとか非常に区別が難しくなっていて、従来のハローワークに行けば済むとか、あるいはシルバー人材に行けば済む、ボランティ

アセンターに行けば済むというものではなくてきて、そうした支援機関、支援窓口のネットワークかコーディネーション能力が非常に問われるところだと思います。特にボランティアというのは、モチベーションの問題からしますと、就労ならばどうしても働かないといけないということである程度頑張って求職活動をしますが、ボランティアの場合ですとやらなかったらなかったでいいわとなります。特に高齢者の場合、初めは強いモチベーションがあってもだんだん冷めてしまって、何回もたらい回しになるともうやめようということになります。やっぱりワンストップでコーディネーションするという体制や、あるいは関係機関のネットワーキングというところで重要だと思っております。そういう意味では、そのボランティアとか、あるいは就労の部分なんかもコーディネーション、あるいはそのネットワーキングが重要であるというような一文を少し入れていただければいいのではないかなと思っております。

やはりそのコーディネーション、ネットワーキングに関しまして、最後、締めの部分、末語のところですが、37ページであります。一番下の括弧で「新たな技術を活用する」というところで、その後、ICTですとかAIといったようなテクノロジーの部分が記載されているんですが、このICTを使うももとの目的とか理由が重要です。単に何かちょっと目先が便利だから使うというのではなくて、結局はその社会参加なり、あるいは地域資源を提供したりとか、あるいはその社会参加を促したりするためのコーディネーションとかネットワークを促進するために結局ICTというのは使う部分が多いのではないかなというように思っております。

と申しますのは、やはり今、東京というのはもういろんな資源とか情報というのが多過ぎて、逆にその専門職の方、窓口の方もその情報を整理できてない、あるいはその情報がどんどん更新されてしまうというようなところで、従来のアナログのフェイス・ツー・フェイスの経験と紙ベースでの情報提供ではもう間に合わなくなってきているんですね。そこで、ICTが特に威力を発揮するのです。実際、私どももそういったモデル事業なんかもやっております。

ですので、この37ページのところでも初めにコーディネーションやネットワークを駆使して第三に新たな技術を活用していくというような視点が重要だといったようなくだりを入れていただければと思っております。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。ではこれは適宜取り入れていただければと思います。よろしくお願いします。

まだ分科会の委員の方もおられますので、3分程度でお願いいたします。よろしくお願いします。

松田委員、お願いします。

○松田委員 私のほうは、社会福祉協議会や、また社会福祉法人、事業所などが参加する組織として、その立場のほうからこのほうにも参加をさせていただきまして意見を主に述べさせていただきました。日々、社会福祉協議会や社会福祉法人、事業所におきましてもそこを通じて感じているものとしましてやはりコミュニティの帰属性の希薄化、この社会構造の変化による関係の希薄化の中で、さまざまな、従来の福祉施策、制度では救えない、そのはざまにある課題、ニーズが非常に多くあるということは日々感じているところではございます。そういう中で、社会福祉協議会や社会福祉法人、事業所、あるいは民生児童委員の方々とともに東京における新しい地域のつながりづくり、そこから地域共生社会を目指そうみたいな取り組みを今進めてきているわけではございます。今回この意見具申の案の中でも2025年以降さらに東京のコミュニティは激変をしていき大変厳しい状況になっていくと。そういう中で、今回、私も、先ほど小林分科会長がおっしゃられましたとおり、都の施策の前提として、住民の福祉課題のみならず地域生活課題をきちんと福祉の定義の中に入れていただいたということは大変すばらしいことかなと思っております。その前提で、本当にご参加された先生方の広範なご発言、ご提起、これを今後の方向性の中に取りまとめいただいたということ、そしてまた、特に最後のほうでも、やはりそういう意味では福祉を今回、改めて定義づけていただく中で、福祉施策の展開におきまして縦割りをさらに超えた取り組みの方向性も示唆いただいております。そういう意味では、東京都の中でも局を越えた連携がさらに今後進んでいくのではないかと期待させていただきますし、そういう意味ではこの東京における今後の福祉というものを考える中で、企業、大学、NPO、さらに金融機関等、多様な団体とのさらなる協働を今回の提言の中でご提起をいただいているのかなと思っております。

もう1点、社会福祉協議会や社会福祉法人、民生児童委員の方々とともに、これまでも地域の居場所づくりというのを進めてきておりました。今回この提言の中でも居

場所というもの、特に世代を問わない、またさまざまな課題を抱えている方が排除されない居場所づくり、それを住民と多様な団体が協働して展開をしていくということについての方向性も出されているかと思っております。これにつきましても、社会福祉協議会、社会福祉法人や事業所、そして民生児童委員の方々とともに、やはりこの方向性に向けてまたしっかりと進めていく必要があるのかなということも感じさせていただいたところでございます。

また、災害の問題も後半のところでも取り上げていただきまして、災害こそ日常において潜在的になっている課題がさらに浮き彫りになり、また深刻化するものかと思っておりますので、それに対する福祉分野としての備えということで一つ入れていただきましたこともまた重要なところだと、以上、感想でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

では、高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 それでは二つだけ、お時間が。駒村さんを見て思い出してよかったと思っているんですが、生活困窮者自立支援法の中で「おそれのある者」という対象規定が出ましたでしょう。これ、この中で使っていたっけ。その「おそれのある者」という表現が、実は先ほどの図の整理をする上で非常にヒントになるというか既に法律用語で使われているので、これをここでリスクアプローチのところを、福祉施策による課題対応のアプローチ、16ページの下から三つ目ですが、そこにその「おそれのある者」という表現を使いながらリスクという概念をイメージしていただくためにはこれがいいんじゃないか。それと、それは実は東京都でいうと、つい最近、資料を眺めて改めて思ったんですが、自立支援法を生活保護にくっつけてぶら下げる自治体と、それから豊島区みたいに切り離して総合相談の窓口を、あれは4階フロア、ワンフロア、ワンストップにしたところとがどうも大分アプローチが違うなと思っていて、この話は、豊島方式というのは実はリスクに対して非常に多様なリスクを想定してという、先ほどの地域支援と個別支援を組み合わせる場を行政がつくったというそういう事例なので、それをちょっと念頭に置いてここの議論を、そのレイヤーの話とも少し整理されたら少し理解が進むのではないかと思います。

それから、先ほどご指摘のあった技術の話、これはとても重要な指摘をいただいたと思って、藤原委員の指摘は重要だと思っているんですが、このままでいくと今までのICTは監視技術になるんですよ。要するに全部、そうすると見守りと言っている

監視ということになると実は従来のアサイラム型施設というかそういうものを増幅、アサイラムというのは要するに管理型の施設ですよ。そういうものを増幅させることに地域も管理する、監視するというシステムに。

だから、経済産業省的にいうとそういうものがどんどん売ればいいというのがあの議論なので、実は技術革新は組織のイノベーションが必要なんですよ。そういう技術に対応するための組織革新、それが多分ネットワーク型とコーディネーションというふうに藤原委員がおっしゃったことだと思うので、単に要素技術を入れると、既存の技術に乗っけると逆作用が起こりますのでという、これはちょっと理屈の議論なのであれですが、単に活要という場に組織を改革したり、それから手法を改革して福祉のあり方をイノベティブというか革新していく、そういうきっかけを与えるもので、そのキーワードがコーディネーションとネットワーキングだというような、そんな書き方をされたらより技術の扱いが的確になるのではないかというふうに思いました。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

栃本副会長と平岡委員長は後でということにいたします。

それでは、今のような議論が行われてこういうような意見具申案になっておりますけれども、検討分科会の委員の方々からもご意見を賜りたいと思います。

それでは、尾崎委員からコメントをお願いいたします。

○尾崎委員 私は東京都医師会の尾崎と申しますが、ちょっと忙しくてあまり参加ができず、今日初めて参加したんですけれども、結局、医療の分野でも病院で治す医療から地域で治し支える医療と変わっているわけで、そこに包括ケアとかいろいろ入っているんですけれども、やはり地域で生きていくためにはいろんな多職種の人がかかわって協力して連携してやっていかなきゃいけないというところが福祉でも同じような感じに今なってきていると思うんですね。

それで、行政もそうなんですけれども、例えば行政の人でも自分は何々課にいるという考えだとそこだけやっていけばいいという話ですけれども、例えばそういう人でも必ず親がいたりお子さんがいたりする。そうしたいろんな関係を見ていけば、当然、社会でその縦割り行政の中でそういう孤立したようなやり方をしていたら何もできないというのはちょっと考えればわかることで、それがいまだにお役所仕事で自分が何

年かそこでやればあとはいいんだみたいな話になっちゃっているみたいところが世の中、社会的にもいっぱいあるわけです。認知症なんかの人もこれはもう病気だから医者任せにおけばいいとって、若い家族は、僕のクリニックにもたくさんそういう人が来ますけれど、お父さん、お母さん、ちょっと認知症ぎみだと、認知症の疑いがあるから医者へ行けど、あとは全然、自分の仕事をしながら放っぼり出しちゃうみたいな、そういう流れがいっぱいある。

だから、今の新型コロナウイルスにしたって、やはりその人はもう病人で危険だから排除するみたいな。皆さんの中の、僕は心のバリアフリーが必要じゃないかと思っているんですけど、そういう感覚で、やっぱり全ての多様な方を受け入れて、それを医療でも介護でも福祉でもやはりきちっと見ていくんだという個人個人の意識の革命がないとこういうことってうまくいかないんじゃないかと思うんですね。

ですから、今日、意見具申のこの案を聞いて、非常にいい内容が書かれているんですけども、実際には東京都に生きている都民の一人一人が、こういう時代に入ってきていて一人一人が今までとは違う考え方を持っていないと東京都に住んでいる人は幸せになれないというような気持ちを持っていくということが非常に大事なんじゃないかなと思います。内容的には私はすごくよく書かれているなど、そういう感想を持ちました。

以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

今回は行政向けというよりも私たち住民向けはかなりメッセージがたくさん入っているような感じがしております、今、委員がおっしゃったようなことに近づいてきているかなと思います。ただ、意識ということについてどこまでどう書くかというのがかなり難しいので、できましたら、どこかに文言で入れるようなことがありましたら事務局をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

琴寄委員、お願いいたします。

○琴寄委員 今まで時間をかけて議論されてきたことが、この中にすごくよくまとまっているなと思って、ちょっと感心して読ませていただきました。

この中で9ページにある、家族社会が最小単位であることには変わらないけれども、その形態が多様化していて、近代、家族というものがもはや当たり前という前提が崩れていくという、ここにすごく集約されている気がするんですね、全ての問題という

のがここに起因しているという気がして、実際に例えばシングルマザーの方だったり外国人だったりとか、今までの枠の中ではもう捉え切れないというような生活をしている方、そして問題を抱えているということが現実にもうたくさんある中で、喫緊の課題としていろんな制度として支援する枠組みがあるのにそこにつなげられない、つなぐことができない、みずからSOSをどこに発信していいかわからないというようなことがあると思うので、まず窓口というわかりやすいものがあってそこからうまくコーディネートしていくという、特にマイノリティーであったり弱者の方というところが手を差し伸べやすいものというのをわかりやすく提供していくということができたらいいのかなというふうに思いました。

○小林分科会長 ありがとうございます。

今の提案は、専門的な機関に相談に行く、例えば、全部というわけではありませんが、介護だったら包括支援センターでいいのですが、なかなか地域包括支援センターも敷居が高くなってしまっているの、その前のところの困り事をどのように把握するかが課題だということを、地域のいろいろなところで聞くようになりました。

したがって、やはり福祉の役割が本当に日常生活に近いところでの困り事とか、あるいは先ほどの高橋委員のご意見では、「おそれ」でしたでしょうか、そういうようなことを把握できるような仕組みがひつようだということでしょうか。

○琴寄委員 そうですね、潜在的なケースとかがあるとか、社会から見えにくいところという、そのところにどうつながるか、全く的外れでもいいからとにかくSOSというのを出したらそこからどこかにつなげてもらえるというような窓口というか、それがわかりやすくあるとすごくいいのかなと思いました。

○小林分科会長 本来、地域が居場所も含めて、そのような情報をキャッチする仕組みになっているといいということが入ってとは思いますが、事務局にはその辺も少し表現等を考えていただければと思います。よろしいでしょうか。

○琴寄委員 はい。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、筒井委員、お願いします。

○筒井委員 報告書はとてもよくできています。とくに、都民の方々にわかりやすい表現になっているということと、網羅的であるということ、いずれにしても大変よくまとまっていると思います。

整合性という点から2点、修正、追加をしていただければと思います。1点目は、「おわりに」の37ページなんですけど、ここで「コミュニティの価値を高める」という言葉が出ているんですけども、実はこの報告書でコミュニティという言葉は28ページのタワーマンションのことが書かれているところで、28ページの最後のパラグラフで「都心部を中心にタワーマンションの建設が進んでいる。タワーマンションは、セキュリティが高いために周辺の目が届かず、地域コミュニティとの関係が希薄になりがちとも言われている。」という箇所ですが、コミュニティという言葉は、ここに初めて出てきています。ほかのところには、コミュニティという言葉はありません。でも最後の37ページに「コミュニティの価値を高める」という表現をされていて、この第3のパラグラフで「現在では、互いをよく知り、地縁でつながっている地域のコミュニティに加え」という文章がでています。ここで地域のコミュニティという表現が使われています。

このコミュニティという言葉は、その福祉の関係者にとっては一般的な言葉だと思いますが、「地域」というのと、「地域のコミュニティ」というのと、「地域課題」という用語が混在して使われているので、これらは、文脈を踏まえて整理をされたほうがよろしいかと思います。

2点目は、「新たな技術を活用する」という箇所についてです。先ほど藤原委員がご発言されたように、コーディネートやネットワークングというようなことがないと新たな技術を活用することはできないことを強調したほうがよいと思います。これは今、高橋先生からもご指摘がありました。経営学の世界では、要素技術とシステム技術という考え方があります。この文脈でいいますと、技術革新で新たな技術が生まれても、これを利用するためには、ネットワークング、コーディネーションといった新たなマネジメント技術が必要です。このようにシステム技術が重要となっていることをここに付け加えていただきたいと思います。

○小林分科会長 すみません。今おっしゃったのはどこのページでしょうか。

○筒井委員 新たな技術を活用するというところの……。

○小林分科会長 すみません。ページ数をお願いします。

○筒井委員 37ページです。

○小林分科会長 ありがとうございます。

○筒井委員 もう1点、よろしいでしょうか。

○小林分科会長 どうぞ、お願いします。

○筒井委員 1ページ「はじめに」の1で、最初のパラグラフで「地域包括ケアを支える「人材」の在り方と役割」と書いてあるんですけど、ほかは全部、地域包括ケアシステムになっているので、これはシステムに統一されたほうがよいと思います。

それからもう1点、13ページなんですけど、13ページの(4)福祉の担い手とその役割及び連携というところで、最後のパラグラフで「いわゆる「やりがい搾取」」というところを書いてあるんですけど、この領域の方々には、よくわかる言葉ですが、これも注を付けていただきたいと思います。先ほどの英語の部分と同じように、わかりやすいインデックスがあったほうがよいと思います。

それから、これは多分誤植というかちょっと表現だと思うんですが、5ページ目、出生数の減少と死亡数の増加というところなんですけど、ちょっと正確さが欠ける表現なので直していただいたほうがよいと思う点が、最後の行ですけれども、「2035年から2040年の5年間では、約13万人の社会増となる」となるというこれ、社会増という表現はちょっとわかりにくいかなと思うので人口増でよいのではないかと思います。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。細かくチェックしていただいて、大変有益だったと思います。これはよろしいですか。では今の点を含めまして修正をお願いいたします。

コミュニティの議論はちょっと難しいですね。地域のコミュニティだけでなく、いろいろなコミュニティがありますが、ここではただコミュニティという言葉がそのまま使われていますので…

○筒井委員 そうですね。我々にとってはなじみがあるんですけども、「コミュニティというのは、どういうものを説明してください」と住民の方から尋ねられることが結構あります。地域のコミュニティと言ったほうがまだわかりやすいかもしれません。使われ方が、先ほど申し上げましたように、地域のコミュニティづくりが重要だというのが、タワーマンションの文脈で最初に出てきまして、その後はなくて、最後の「おわりに」でコミュニティの価値を高めると書いてあるんで、ちょっとわかりにくいと思います。この内容は、互助力を高めるといような意味合いも含めて書いておられるんだと思うので、わかりやすい表現を工夫していただいたほうがよいと思

いました。

○小林分科会長 ありがとうございます。

寺田委員、お願いします。

○寺田委員 最初に、私、東京都の民生児童委員連合会から出ているんですけど、実は私、豊島区なので、今、高橋委員さんから豊島区の話が出て4階のワンストップの話がされたので本当にちょっと驚いています。

私は、この2ページだとか、それから38ページに行政が縦割りであるというようなお話が載っているんですけども、私はもうどう見てもこの縦割りというのは変わらないんじゃないかなというふうに思っています。

ですから、どうするかというと、私たちは民生児童委員ですから、かつて我が事、丸ごとのようにやっぱり地域の横のつながりをずっとやってきたというふうに思っています。ですから、これから、先ほど言うようにいろんな自治体だとか、あるいは町会、それから全てNPOとかが連携して云々という話があって居場所づくりだとかということをお話ししていたと思うんですが、そこにやっぱり尽きるのではないかなというふうにちょっと思っています。

ですから、行政がどんなに頑張ってもやっぱり横のつながり、横断的な役割を果たすというのは非常に難しいのではないかなというふうにちょっと諦めております。

ですから、やっぱり大事なことは、その下にある私たち民生委員だとか社協、あるいはコミュニティソーシャルワーカーがやっぱり中心になって地域の中に広がりを持っていくような、そういう活動をしていくことがいわゆる地域共生社会をつくる一つの方向性かなというふうに私たちは認識しています。

それから、9ページの中に、従来の社会保障システムでは対応できない課題の発生のところに「懸念」という言葉が使われているんですけども、私はもう懸念ではないなど、もうなっているのではないかというところの認識がちょっとまだ、先に気になるどころではないのではないかなというふうにちょっと思っております。

それから、34ページのところなんですけれども、ここで大事なことを言われているので、「自治会・町会、民生委員、商店街、あるいは、それぞれが持つ強みや課題についても改めて検証し、企業、NPO、大学等などの多様な主体とつなぎ直す」という言葉を使っているんですけども、これはどちらかというと行政を除きたいいわゆる新たなつなぎ直しだと思うんですけど、私はやっぱり自治体としてもつなぎ直さな

ければいけないのではないかなというふうに思っております。特に私たち民生児童委員なので、例えば消防署だとか警察だとかそういうところが私たち民生委員のこと、あるいは社協のことを知らないんですよ。

ですから、その辺もやっぱりつなぎ直す必要があるのではないかなというふうにちょっと思っています。そんなようなこと。

ちょっと私は2回しか、この拡大委員会に出ておりませんので、非常に参考になりましたし、とっはじめのときに福祉のいわゆる災害の話が出てちょっと驚きました。本当にいい参考になったと思います。ありがとうございました。

○小林分科会長 ありがとうございました。

ご指摘の9ページの下から二つ目ですが、「懸念」ではなくて「なりつつある」みたいな感じですか。

○寺田委員 なっている。

○小林分科会長 なっている、ですか。

○寺田委員 なっているのではないかな。

○小林分科会長 では、その辺の文言を含めまして……。

○寺田委員 本当になり行きですよ。なり行きどころじゃ、もうなっているというふうに……。

○小林分科会長 なっている。

○寺田委員 私たちはもうそういうふうに思っています。

○小林分科会長 では、その辺の表現も事務局に検討いただければと思います。

それから、行政はもう縦割りはしようがないという認識はよろしいでしょうか。

○奈良部企画担当部長 そこは我々としては引き続き努力してまいりたいと思いますので、個々のところはやはり諦めるのではなく少し希望を持ってというか、こちらとしては引き続きご指摘いただいた中で少しでも改善していければと考えておりますので。

○小林分科会長 行政にも、現場に近い仕組みがあるし、例えば相談機関はやはりそういう意味では縦割りで困るので、ワンストップでただ分けるだけではなくて、そこでやはりつなぎ直すというようなことも含めた対応が必要でしょうか。

○寺田委員 自戒を込めながらね。

○小林分科会長 では、諦めない方向で書いていただくことにいたしますので、よろ

しくお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 公募委員の中村と申します。日野市に住んでおまして、地域の住民の代表というか、の立場として、2025年から2040年までのこういった方向性というのをすごくよくまとめられていてとてもいいなと思いました。

今までご議論されていた中で、私が地域で住んでいる一住民としては、やはりこういったことが小さな活動で、点でいろいろ地域で頑張っていらっしゃる方もたくさんいらっしゃって、これがやっぱり先ほど藤原委員さんのほうで言われたようにコーディネートとかネットワーク、こういうものが点で皆さん一生懸命、地域住民やられているんですけれども、それが点なのでそれをコーディネートとかネットワークでつなぐとすごい地域で大きな力になるのではないかなと思っております。

あと、私、地域住民として、駒村委員さんのほうでおっしゃった高齢者の財産管理のほうを市民後見人として地域の住民として7年間携わった人がおまして、去年の4月にお亡くなりになったんですけれども、グループホームでそのままおみとりすることができました。この活動を行政や地域包括支援センターの方々に発表したところ、地域の住民でもそういった財産管理にも力になってくれるんだという認識をいただきまして、社協の登録している市民後見人にも案件が回ってきて、地域に住んでいる人が地域の人を支える、財産管理の部分でもそういった広がりが出てきていますので、この指針にあったような財産管理の部分に関しても地域住民が参加してやっていけるというのは今後望めるのではないかなと思ってちょっと期待しております。

以上、感想だけ述べさせていただきました。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、山田委員、お願いいたします。

○山田（広）委員 まず、1ページ目一番下のところの社会福祉のあり方について述べておられるところですが、「東京が、誰もが人生を終えるまで尊厳を持って」というところに、今までの表現では「誰もが」の前に「女性も男性も子どもも高齢者も障害者も」というような具体的な表現があったんですけども、今回、これがなくなっているんですね。「誰もが」という言葉は、広義に考えれば全ての人というふうに捉えて問題ないと思うんですけども、ともすると支援を受けている人の全てがという、ちょっと私、今までの表現が頭にインプットされていて、これがすごく影響し

ているのかもしれないんですけども、支援をする側も受ける側も全ての人が福祉に携わるというようなことをこれからやらなくちゃいけないと思うので、「誰もが」の前に、今までの表現が入るととても垣根のないフレンドリーな福祉というそういうメッセージにつながるなと思ひまして、この場所だけは今までの表現を残していただけるというふうに感じています。

それと、もう一つなんですけども、先ほどコーディネートとネットワーキングの中で、藤原委員ですかね。就労とボランティアの間のところ、有償ボランティアの話をしていましたけども、そこで33ページですか、専門家の補助的な業務を地域の高齢者等に担ってもらう、これはすごくいいことだなというふうに感じています、これは彼らに対する研修や業務のマッチングシステムまで整えるということになっていますので、この分野はしっかり就労している高齢者に続く、ちょっと健康に自信がないけれども社会貢献してみたいな、もう少し働いてみたいなという人、この層が一番多いと思うんですけども、この層を後押しするような仕組みにつながるのではないかなというふうに思ひまして、これを水平展開していくと地域包括ケアシステムの介護予防、それから日常生活支援ですか、ここの担い手になっていくんじゃないかというふうに思ひます。ここが今、一番不足しているところでもって、2025年までにきっちりと構築しないと、これからの福祉のたたき台になるところですからぜひここはしっかり進めていただきたいというふうに思ひました。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、この点よろしいでしょうかね。

横山委員、お願いいたします。

○横山委員 では、私から1点だけ感想です。

やっぱり災害の話を入れたのはとてもよかったなと思ひます。社協として昨年後半は非常に災害にかかわることが大変多くて、千葉なんかも何度も行ったものですから感じるんです。特にさっき顕在化という話がありましたけども、地域にたくさんハンディを持っていらっしゃる方がいらっしゃるんで、地域がおかしくなってくるとそういう方がやはりあぶり出されてくるようです。やっぱり一番ちょっと厳しいなと思ひたのは居場所ですよ。

確かに居場所、どこも同じなんですけども、千葉の例ですけど、やっぱり避難所

に知的障害の人が集まっているんです。それで、それも含めて物理的な居場所ももちろん必要なんですが、その前に支える仕組みみたいなものがもっと強調されてもいいのかなというふうに感じました。

以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

先ほど申し上げかけたことなのですが、コーディネーションですとか、ネットワーキングですとか、ファシリテーションという言葉も使われていますが、何か業務の縦割りじゃなくて横につなぐ、何かそういう手法というのでしょうか、技法と言っているかわかりませんが、そのようなことが特に超高齢化の時代では、技術が進めば進むほどそのようなことが必要になってくると今思いましたので、それもどこかに入れていただけるといいかと思います。

あとはよろしいでしょうか。

どうぞ。

○寺田委員 ちょっと1点だけ言い忘れてしまいました。29ページのところに「区市町村における対応の必要性」の最後のぼちですけれども、「日頃から顔の見える関係を築き、災害への備えを十分にしておくことが重要である」ということなんですけど、私たち民生委員が見守るときには必ずしもフェイス・ツー・フェイスではないんですよ。一方的な見守りを行っています。

ですから、それを「緩やかな見守り」と言っているんですけど、必ずしも顔の見える関係を築くということは嫌がる対象者がたくさんおります。ですから、ここには「日頃から顔の見える」の前、「日頃から緩やかな見守り、あるいは顔の見える関係を」というような、「緩やかな見守り」という言葉をちょっと入れていただくと非常にありがたいなというふうに思います。この点、1点だけ、ちょっと忘れてしまいました。

○小林分科会長 ありがとうございます。ではこの点も検討をお願いいたします。

あとはよろしいですか。

では、副委員長と委員長にご発言いただいて終わりにしたいと思います。

副委員長からどうぞ。

○栃本副委員長 2月になりますと最初のときに申し上げることかもしれませんが、まずは小林先生を初め起草のためのこの分科会、このように活発な議論でまとめ

られたことに大変感謝しています。もちろん副部会長の山田先生、ちょっとご欠席ですけど、大変多くのお考えを頂戴いたしました。また、起草委員の方々からも大変活発な、いろんな意見の違いもありましたけど、それをこういう形でよくまとめられたのはひとえに東京都の事務局の方々の力だと思います。

いろいろ意見がありましたけど、もともと審議会って意見具申と諮問答申ってありまして、今回のは意見具申なんですね。それで、具申権というのがありまして、これは国でもそうですけども、何に対して具申するかといえば東京都に対してなんですよ。これは非常に重要なことなのね。あとは、東京都及び東京の市区町村に対してかくあるべきと、こういうことを考えてくださいという非常に重要な文書ですね。したがって、これの具申権を行使してこれからそれぞれの役所や東京都のいろいろな各部局に対してこういう形でそれを念頭に置いてしてくださいと、憲法とは言わないけどもそういう規律を定めたものですね。だから規制力がすごくありますね、本来であれば。だから、そのことをよく自覚した文書に私は本当になっていると思います。

その上で、4ページのところに図の2がありますよね。これは、前のページに2025年から減り始めると書いてあるでしょう。それを起点としてと書いてあるでしょう。だから、この2025年のところに上から下に破線をつけなきゃだめですね。急に細かいことになって大変失礼しました。こういうのを僕は国の時代、こういう意見具申をつくっていたものですから、それですついつい。

あと、自画自賛するとか、僕の自画自賛じゃない、いや、もうとにかくすばらしいものになっていると思いますよ。国の言葉ではない形で東京都が論じている。あと、各委員の人たちの言葉をよく拾って丁寧に書いてあるということで、9ページ目のところに、小林先生が大変ご苦労されたし、この議論はかなり重要な議論でございましたけど、東京都としてとか審議会として福祉を定義していますね。この部分は重要なので、どこから書くとするかは別として、「都民の誰もが」から鍵括弧でもいいんですけど、支援することというところまで鍵括弧をつけるというのが必要ですね。

それに関して、先ほど都民の方にもわかりやすく、もちろんそうなんですけれど、都民の人がわからないからわかりやすくというよりも、さっきからお話ししていますように定義というのは重要ですので、定義について注釈とか注記でもってきちっと定義するというのはむしろ大切なことですよ、わかる・わからないに限らず。もちろ

んいろいろな人にわかってもらうためにもわかりやすく書くというのも重要なんだけど、非常に行政文書として重要なのはやっぱり定義ですよ。定義が多様な見方でぶれちゃわないようにすることというのはやっぱり文書としてとても重要だから、そういう意味では注記でもって、さっきの図表もそうだけど、されるとということが大切だと思います。

あと、ちょっとだけなんですけれど23ページ、これもすごい、すごいというところあれなんですけど、すごいと思ったのは、居場所づくりについての、居場所とかそういうのはいろいろ議論がありましたよね。その上で、(3)では人と人をつなぐ場と書いてあるのね。これはすごい修辞学、修辞学として非常に抜群の修辞学ですよ、これは。通常だと居場所の何とかと書きがちなんですけど、端的に人と人をつなぐ場、今回ネットワークとか連結という概念が非常に重要だったよね。生産様式の何とかというよりも、むしろ横の連結関係とかそういうのが重要だったからね、これは非常に重要な言葉遣いだし、修辞学がすごいなと思いました。

あとは、もうすぐですが、38ページの終わりのところなんですけれど、さっき申し上げたように東京都であるとか各自治体に対して求めるものですので、この「おわりに」の部分の「当事者性を高める」とか「コミュニティの価値を高める」とか「新たな技術を活用する」とかというのがありました。最後のところは「自治体やその職員に期待すること」なんですけれど、これは都民に対して当事者性を高めなさいということを言っているんじゃないんですよ。当事者性を高めたほうがいいんですよ、我々一人一人がね、死ぬまでどうしようかと考えると。だけど、行政としていなきゃいけないのは当事者性を高めるための施策なんですよ。

あと、コミュニティの価値を高めるための施策。新たな技術を活用するための施策とか、そういう形で「施策」というのを入れるということは僕は重要だと思いますよ。もちろんそれはそれによって我々が自分でいろいろ考えて死に方まで、死に方とかそういうまで考えるということなんですけど、それを行政としてどういう立ち位置でバックアップするか、またそれをしなきゃいけない時代になっているんだよねということだと思っただけです。

あとは、最後の「自治体やその職員に期待すること」として、38ページの一番下の丸、それと39ページの上のところの丸などについて、自治体の方々の処し方について書いてあります。これは本当に自治体で仕事をする方が多に対してのメッセージ

として私は重要だと思います。もちろん企業の組織であっても官庁であっても、もちろん縦割りということはあることはある。なぜなら官僚制だから、官僚組織だから縦割りじゃないと困るからね。それが解けちゃったら困りますから。

だけど、その上でそれぞれのその職員がどういう目線でどういう関係でやるかというのは、実際に民間で仕事をしている人であれば自分たちのところだけではできないというのを承知していますので、そういうことをきちっとここに書かれているということはすばらしいと思いました。

あと最後に、イノベーションに関して筒井先生が話されたことでマネジメントの部分がちょっと書かれてないと言っていたんじゃないかと思うんだよね、たしか。そのところがちょっと入れておくと僕も本当にいいなと思います。

大変長くなりました。以上です。

○小林分科会長 ありがとうございます。

では委員長、どうぞ。

○平岡委員長 きょうも活発なご議論をいただきまして、ありがとうございます。

今回、起草委員のメンバーには多様な分野の専門家に入っていて非常に幅広い視点からご議論いただけるということを期待しておりました。オブザーバーとして参加して議論を聞かせていただいたんですが、期待以上にそういう点での活発なご議論をいただいたと思います。

縦割り行政の話もありましたけども、少なくともこの審議会では社会福祉法の枠を超えた就労、社会参加とか、それから経済活動、企業などの面、保健医療はもとよりそうした点までご議論いただきました。そして小林起草委員長と事務局でまとめていただく際にはほとんど全ての起草委員会での議論を盛り込む形でまとめていただいて、さらに議論が拡散しないようにいくつかの論点に特に重点的に注目していただいて、インクルーシブな社会の実現であるとか複合的な生活課題への対応であるとか、居場所の問題を中心にまとめていただきまして、また、災害について一つの独立した項目を設定していただいて重点的な議論をまとめていただいています。その活発な議論がきょうの前半も続いていたようで、なかなか結論が出ないところもありましたが、きょう重要なことは特に後半部分で起草委員以外の分科会委員の皆様からご意見をいただきましたので、それを最後の段階でどこまでこの意見具申案に反映できるか、課題を与えていただいたというふうに思っております。

このあと、総会に最終的な案を持って臨むわけですので、その際、全てのご意見をうまくこの意見具申の案に盛り込めるかどうかということもございますが、この審議会でご意見をいただいたということ自体がその後、いろいろな形で今後の都の福祉施策をめぐる検討の中で生かされていくと思いますので、総会でもぜひ活発なご発言をいただければと思います。どうもありがとうございました。

○小林分科会長 ありがとうございました。

それでは、時間が迫ってまいりましたので、ここで議論を切らせていただきたいと思います。活発なご議論をいただきました。起草委員会もこちらの検討委員会も両方とも大変私は楽しい、ここに座っていて楽しかったという感じがしておりまして、ありがたかったと思います。本日の議論を踏まえまして、事務局と調整の上、意見具申案の修正を進めてまいります。

修正につきましては、平岡委員長、栃本副委員長と私、分科会長にお預けいただくことにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日の議論を反映させた最後の具申案を2月10日の審議会総会にお諮りし、ご審議いただくことにいたします。委員の皆様には総会の前に修正した意見具申案をお送りさせていただきますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

それではここで進行を事務局にお戻しいたします。

○森田企画政策課長 本日は、活発なご議論をありがとうございました。

次回ですけれども、今、小林分科会長からもありましたとおり、2月10日でございます。時間は午後6時からでございます。場所はお隣の第二本庁舎になりますけれども、いずれにしても開催通知は後ほどご送付させていただきますので、またご確認いただければと思います。

今期の第21期の社会福祉審議会でございますけれども、任期は本年の3月末までとになってございます。次回の総会が今期の最後の会議となる予定でございます。お忙しい中、恐縮でございますけれども、よろしくお願いいたします。

なお、本日お配りした資料でございますけれども、冊子と青色のファイルについてはお残してください。それ以外の紙の資料についてお持ち帰りいただいて結構でございます。また、委員の皆様お持ちの青色の一時通行証でございますけれども、1階のエレベーターをおりた後、カードゲートに併設された回収機にご返却いただきましてゲー

トを通過していただければと思います。お車でお越しいただいた方は駐車券をお渡しいたしますので、受付までお声がけをいただければと思います。

また、お忘れ物ございませんようお気をつけてお帰りください。

事務局からは以上でございます。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、これで検討分科会を終了させていただきます。

お疲れさまでした。